

# 一般社団法人日本不整脈心電学会 役員選考規定

(平成 30 年 1 月 18 日改定)

(目的)

第1条 本規定は、本学会の役員選考を適正に行うために設ける。

(定数等)

第2条 各分野の定数は、本選考が行われる前年の理事会で定める。

2. 各分野の定数は、前々年の 3 月 31 日現在における正会員数を基に、その他要件を考慮して定める。
3. 1 施設において診療科が同じであれば（寄付講座を含）選出できる員数は 1 名とするが、診療科が異なっていれば（内科・外科・小児科等）、複数名選出することができる。
4. 本院と分院がある場合は、別施設とみなす。
5. 1 施設において診療科を同じくするものが複数選挙理事候補者となった場合、原則得票数の多いものを選挙理事候補者とする。

(被選挙権者および選挙権者)

第3条 被選挙権および選挙権は、就任年度の 4 月 1 日の時点で 64 歳未満の評議員が有するものとする。

(選挙理事選考)

第4条 選挙理事選考委員会は、選挙理事を選考するために、次期役員有資格者を明記した投票用紙（マークシート）を、現理事長と連名で有権者に送付する。

2. 投票方法は、本選考が行われる前年の理事会で定める。
3. 選挙理事選考委員会は、次期選挙理事を選考するために委員会を開催し、開票する。
4. 選挙理事選考委員会は、開票結果を理事会に報告し、現理事長は理事会の決議を得て、次期選挙理事候補者に確認状を送付する。

(推薦理事候補者選考)

第5条 現理事長は、次期推薦理事を選考するために、次期選挙理事による推薦理事選考委員会を開催し、次期推薦理事を選考するとともに、結果を理事会に報告する。

2. 現理事長は、理事会の決議を得て、次期推薦理事候補者に確認状を送付する。

(理事長の選出及び副理事長の指名)

第6条 理事長は理事の互選により選出する。

2. 互選に先立ち、次期理事の中から自薦・他薦により次期理事長候補者を募る。
3. 次期理事長は、次期理事の中から次期副理事長を指名する。

(監事の選出)

第7条 次期監事候補者は、役員有資格者の中から理事会が推薦する。

(改廃)

第8条 この規定の改廃は、理事会の承認を得るものとする。

附則 この規定は、平成 27 年 5 月 28 日より施行する。